

# 平成29年度版 水産施策利用ガイドブック



鳥取県農林水産部水産振興局



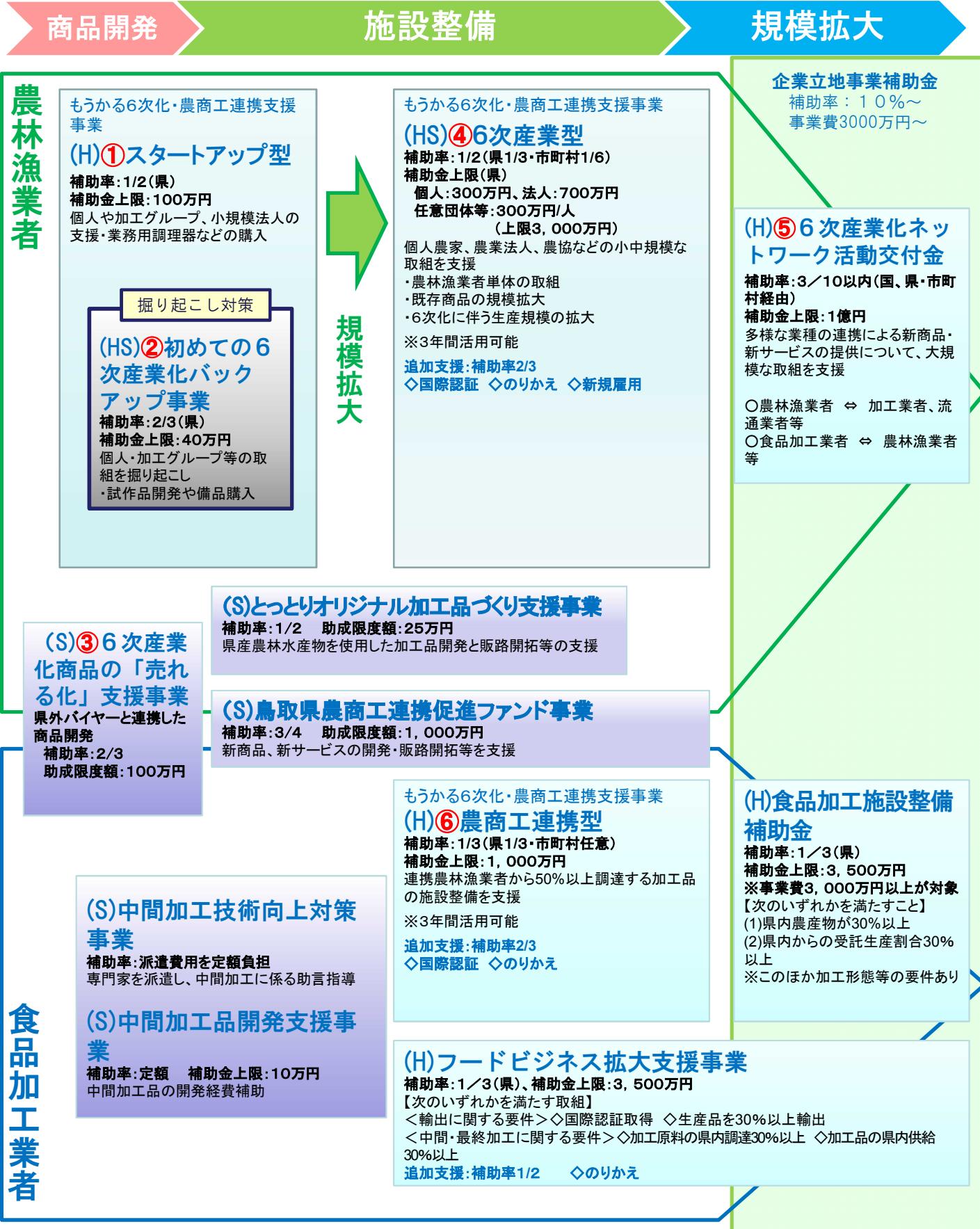
事業名	事業の概要等	担当部署・電話番号	ページ
★6次化・農商工連携等による支援体系図	—	—	1
①もうかる6次化・農商工連携支援事業(スタートアップ型)	農産加工グループ等による県産農林水産物を使用した加工品づくりの施設整備を支援する。	食のみやこ推進課 0857-26-7386	2
②初めての6次産業化バックアップ事業	初めて6次産業化に取り組む農林水産業者等が行う6次産業化の取り組みを支援する。	水産課漁業振興担当 0857(26)7316	3
③6次産業化商品の「売れる化」支援事業（マーケットイン型商品開発支援）	農林漁業者及び小規模食品事業者等が食品バイヤーと連携して取り組む県内食材を原料にした新商品開発を支援する。	食のみやこ推進課 0857-26-7807	4
④もうかる6次化・農商工連携支援事業(6次産業型)	自ら生産、加工・製造、流通・販売を行う6次産業化に取り組む農林漁業者等を支援する。	水産課漁業振興担当 0857(26)7316	5
⑤鳥取県6次産業化ネットワーク活動交付金(整備事業)	6次産業化・地産地消法及び農商工等連携法により認定を受けた取組を行う場合に必要な施設整備を支援する。	食のみやこ推進課 0857-26-7807	6
⑥もうかる6次化・農商工連携支援事業(農商工連携型)	農林漁業者と連携した(農商工連携)、県内農林水産物を原材料とする食品加工等の取り組みを支援する。	水産課漁業振興担当 0857(26)7316	7
浜に活！漁村の活力緊急再生プロジェクト（魚食普及活動強化推進事業）	一般県民への魚食普及の機会をより一層増大させ、消費者の魚離れを食い止めるため、漁協女性部、魚食普及グループが実施する魚食普及活動の事業化に向けた取組を支援し、県産魚の食育、消費拡大、魚価向上等を推進する。	水産課漁業振興担当 0857(26)7316	8
水産物流通改革・消費拡大チャレンジ支援事業	既存の水産物流通を改革し地産地(他)消の拡大にチャレンジする先進的・モデル的な取り組み(産地から消費者へ直販、産地と小売との直接取引、地魚の学校給食への拡大など)を支援する。	水産課漁業振興担当 0857(26)7316	9
鳥取県版ファストフィッシュ生産促進事業	県内の水産加工業者に対して、消費バイヤーから商品評価の高い県産魚の産地加工品(県産魚ファストフィッシュ)の生産・販売促進を図る。	水産課漁業振興担当 0857(26)7316	10
未利用魚を有効活用！蓄養殖・加工実証試験	定置網漁業やまき網漁業で漁獲される未利用魚を活用した、蓄養殖・加工販売の事業化に向けた実証試験経費を支援する。	水産課漁業振興担当 0857(26)7316	11
がんばる漁業者支援事業	県内の漁業者が漁業経営改善を図るために漁船用機器の購入、漁船改造等するのに必要な経費に対して支援を行う。	水産課漁業経営担当 0857(26)7313	12
漁業操業安全緊急対策事業	漁船の安全操業の徹底を図るため、安全対策装備の購入支援を行う。	水産課漁業調整担当 0857(26)7339	13
沿岸漁業改善資金	沿岸漁業従事者が漁業経営や操業状態の改善を図るために行う機器や技術導入に係る経費に対して、無利子の資金貸付を行う。	水産課漁業経営担当 0857(26)7313	14
漁業制度資金(融資)	漁業者の使途に応じて、長期かつ低利で資金の融資を行う。※融資を行う金融機関へ県が利子の一部を助成する。	水産課漁業経営担当 0857(26)7314	15
沖合底びき網漁業生産体制存続事業	鳥取県の中核的な漁業である沖合底びき網漁業の活性を図り、食のみやこ鳥取県を推進するための重要な水産資源を安定的に確保するため、沖合底びき網漁船の機器整備経費等の支援を行う。	水産課漁業経営担当 0857(26)7313	16
沖合漁業漁船代船建造支援事業（もうかる漁業実証操業支援事業）	国の「もうかる漁業創設支援事業」を活用して建造された漁船を用いて行う実証操業において、船主が負担する額の一部を助成する市町村に対して、県が支援を行う。	水産課漁業経営担当 0857(26)7314	17
【新制度】沖合漁業漁船代船建造支援事業（沖合底びき網漁船代船建造推進事業）	老朽化の著しい沖合底びき網漁船の代船建造を促進するため、漁協が沖合底びき網漁船を漁業者にリースする場合、漁協が負担する建造費の一部に助成する市町村に対し支援を行う。	水産課漁業経営担当 0857(26)7314	18
漁業就業者確保対策事業	新規漁業就業者を確保するため、就業希望者の研修等に必要な経費に支援を行う。	水産課漁業経営担当 0857(26)7313	19

水産養殖企業立地支援事業	本県養殖業の振興を図ることを目的に、県内に養殖施設を新設又は増設する企業等に対して、その費用の一部を助成する。	水産課漁業振興担当 0857(26)7316	20
陸上養殖推進事業(陸上養殖起業支援事業)	新たに井戸海水を用いた陸上養殖事業に取り組もうとする意欲のある県内企業が作成した陸上養殖事業化に向けた計画の実現のため、陸上養殖実証試験実施のための施設整備及びマーケティング調査を支援する。	水産課漁業振興担当 0857(26)7316	21
水産多面的機能発揮対策事業	国の水産多面的機能発揮対策事業を活用して行う藻場保全活動について、県も支援を行う。	水産課漁業振興担当 0857(26)7317	22
栽培漁業地域支援対策事業	種苗放流事業や養殖事業を支援することにより、水産資源の増大、水産物の安定供給及び地域振興を図る。	水産課漁業振興担当 0857(26)7317	23
栽培漁業ビジネスプラン推進事業	もうかる栽培漁業を目指し、より積極的な藻場造成や資源管理、漁場管理等に取り組むやる気のある事業主体を支援し、産業として成り立つアワビ・サザエの栽培漁業を推進する。	水産課漁業振興担当 0857(26)7317	24
魚を育む内水面漁業活動支援事業	漁業者自らにより解決することができない事項について、河川環境を保全し将来に渡って健全な漁業を営むための取り組み(漁業協同組合等の提案に基づく取り組み)を支援する。	水産課漁業振興担当 0857(26)7317	25

※掲載している事業メニューは主に県事業です。

※この冊子は、主に一般漁業者向けの支援制度をとりまとめたものです。なお、漁協や団体向けの支援制度は、鳥取県水産課へ直接お問い合わせ願います。

# H29年度 6次化・農商工連携等による ソフト・ハード整備の支援



# もうかる6次化・農商工連携支援事業(スタートアップ型)

## 事業の目的

農産加工グループ等による県産農林水産物を使用した加工品づくりの施設整備を支援する。

## 対象者



農林漁業者、加工グループ、農業法人(農事組合法人又は従業員5人以下の会社法人)

## 支援の内容

食品加工に必要な備品購入を支援する。(3万円以上のもの)

## 補助金額・補助率

【補助率】事業費の1／2を補助する。

【単年度補助上限額】1,000千円

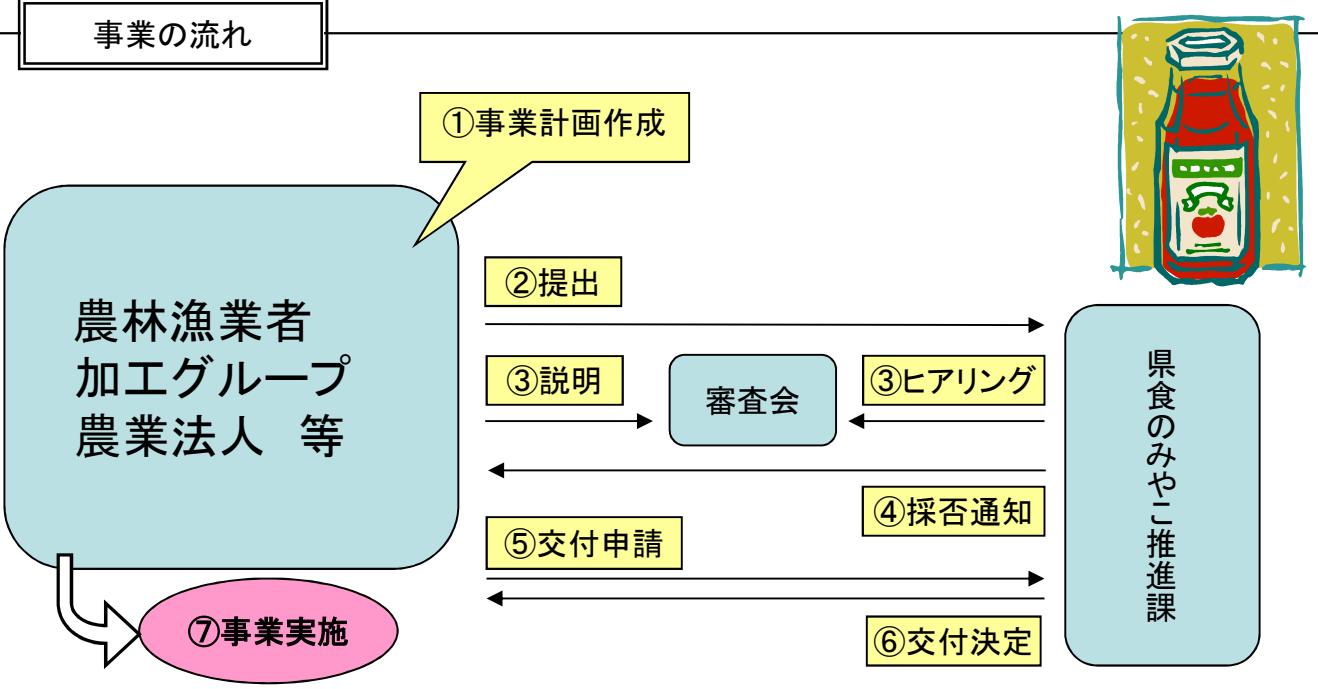
※事業の活用希望が多い場合は、予算の範囲内で補助金額の調整を行うことがあります。

## 主な要件

①自ら加工を行うこと。

②事業で扱う農林水産物は県産50%以上使用すること。

## 事業の流れ



担当	所 属	電 話
	鳥取県商工労働部兼農林水産部食のみやこ推進課	0857-26-7836

# 初めての6次産業化バックアップ事業

## 事業の目的

農林水産業者等が初めて行う6次産業化の取組を支援する。

## 対象者

農林漁業者、農林水産業を営む法人、任意組織(規約を有し、農林水産業者で構成されている団体)※既に商品を販売している場合でも、販売金額が原則年間30万円以下の農林漁業者等は対象とする。

## 支援の内容

県内の6次産業化に係る推進活動及び生産体制を含めた施設・機械整備を支援する。  
(ただし、施設・機械整備は3万円以上のもの)

## 補助金額・補助率

【補助率】事業費の2／3を補助する。

【補助上限額】400千円

※事業の活用希望が多い場合は、予算の範囲内で補助金額の調整を行うことがあります。

## 主な要件

- ①自ら加工を行うこと。
- ②事業で扱う農林水産物は県産50%以上使用すること。



## 事業の流れ



区分	所 属	電 話
担当部所	商工労働部兼農林水産部食のみやこ推進課	0857-26-7807
	農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3553
	農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3816
	中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
	西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9652
水産	西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2007
	水産振興局水産課	0857-26-7316

# 6次産業化商品の「売れる化」支援事業

(マーケットイン型商品開発支援)

## 事業の目的

農林漁業者及び小規模食品事業者等が食品バイヤーと連携して取り組む県内食材を原料にした新商品開発を支援する。

## 対象者

県内の農林漁業者、加工グループ、小規模食品加工業者(従業員20名以下)

## 支援の内容

食品バイヤーと連携して取り組む県内食材を原料にした新商品開発に係る経費を支援する。  
※5万円以上の備品購入費、申請者が新商品開発のため提供する原材料費を除く。

## 補助金額・補助率

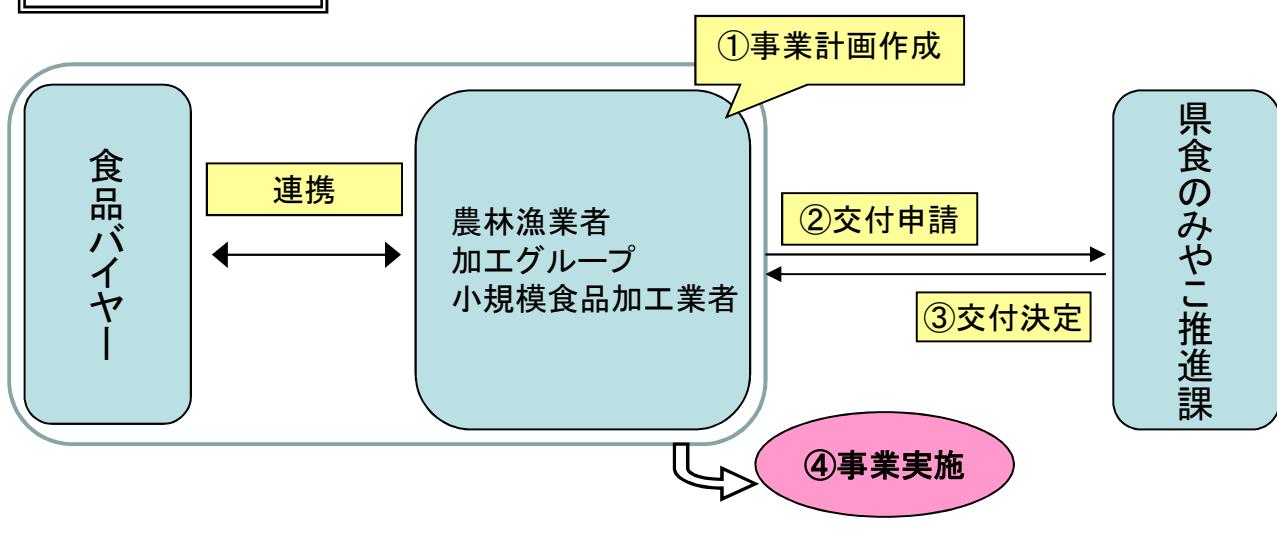
【補助率】事業費の2／3を補助する。

【補助上限額】1,000千円

## 主な要件

- ①連携する食品バイヤーは、県外の小売事業者とする。
- ②既存商品の改良は対象外とする。

## 事業の流れ



担当	所 属	電 話
	鳥取県商工労働部兼農林水産部食のみやこ推進課	0857-26-7807

# もうかる6次化・農商工連携支援事業(6次産業型)

## 事業の目的

自ら生産、加工・製造、流通・販売を行う6次産業化に取り組む農林漁業者等を支援する。

## 対象者

農林漁業者、農業を営む法人、任意組織(規約を有すること)、農漁協



## 支援の内容

6次産業化や農商工連携の取組みに必要な経費を支援する。

①販路開拓のように6次産業化等の推進に必要な経費(ソフト)

②生産、加工等に必要な施設、機械整備(3万円以上のもの)の経費(ハード) ※畜産、水産の生産経費は対象外

## 補助金額・補助率

【補助率】事業費の1／2(県1／3、市町村1／6)

※主な要件④に該当する事業は2／3を補助(県1／2、市町村1／6)

【県の単年度補助上限額】 農林漁業者(個人) 3,000千円 農業を営む法人7,000千円

任意組織・農漁協 受益者1人当たり3,000千円ただし上限30,000千円

※主な要件④に該当する事業は、上記の額に3／2を乗じた額

## 主な要件

①自ら生産だけでなく加工もしくは商品の販売を行っていること(又はプラン期間中に行う予定)

②事業で扱う農林水産物は事業実施主体が50%以上生産すること(又はプラン期間中に行う予定)

③次のいずれかに該当すること。

(水産以外) ○認定農業者 ○社会福祉事業を行う法人の場合は、賃金を含む農業所得相当額が基本構想所得並

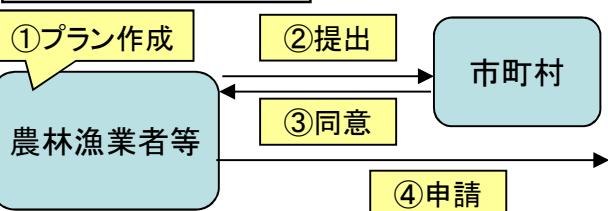
(水産) ○1経営体の加工品等の年販売額150万円以上を目指す取組

○法人等の加工品製造販売額又は直接販売額が10%以上向上

④次のいずれかに該当する場合、補助率を嵩上げする。

○新規正規雇用 ○国際認証取得 ○これまで県外で行っていた加工を自ら行う場合

## 事業の流れ



担当部所

区分	所 属	電 話
農産 林産 畜産	商工労働部兼農林水産部食のみやこ推進課	0857-26-7836
	農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3553
	農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3816
	中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
	西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9652
	西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2007
水産	水産振興局水産課	0857-26-7316

# 鳥取県6次産業化ネットワーク活動交付金(整備事業)

## 事業の目的

6次産業化・地産地消法及び農商工等連携法により認定を受けた取組を行う場合に必要な施設整備を支援する。

## 対象者

### (1) 農林漁業者団体

- ① 農林漁業者3戸以上が主たる構成員又は出資者となっている団体
- ② ①の団体が主たる構成員又は出資者となっている法人
- ③ 常時雇用者を3名以上雇用している又は雇用予定の団体



### (2) 農林漁業者団体等と連携する中小企業者

農商工等連携促進法第2条第1項に規定する中小企業者であって農林漁業者団体等と連携する者

## 支援の内容

### (1) 農林漁業者団体への支援

- ① 農林水産物等の加工・流通・販売等のために必要な施設: 处理加工施設、販売施設・地域食材提供施設等
- ② 農林水産物等の生産のために必要な施設等: 高生産性農業施設、乾燥調製貯蔵施設等  
※①と併せて行う場合に限る。 ※農商工等連携事業計画で実施する場合は、②単独でも実施が可能。

### (2) 中小企業者への支援

食品等の加工・販売のために必要な施設(新商品の製造過程に対応したもの)  
※販売施設は、加工機械・市況の整備と一体的に整備するものに限る。

## 補助金額・補助率

【補助率】融資残補助3／10以内(国庫)

【補助上限額】1億円

## 主な要件

- ① 多様な事業者が連携する取組であること(事業実施主体を含む3者以上)
- ② 投資効率(費用対効果)が1.0以上であること。等

## 事業の流れ

① 総合化事業計画等作成

② 申請

国

③ 認定

農林漁業者  
食品加工業者  
等

④ 実施計画書提出

⑥ 交付申請

⑤ 計画承認

⑦ 交付決定

市町村

↓

県

↓

国

⑧ 事業実施

担当

所 属

電 話

鳥取県商工労働部兼農林水産部食のみやこ推進課

0857-26-7807

# もうかる6次化・農商工連携支援事業(農商工連携型)

## 事業の目的

農林漁業者と連携した(農商工連携)、県内農林水産物を原材料とする食品加工等の取組を支援する。

## 対象者

農林漁業者と連携する食品加工業者等



## 支援の内容

農林漁業者と連携した食品加工等に必要な施設・機械整備の経費を支援する。  
(3万円以上のもの)

## 補助金額・補助率

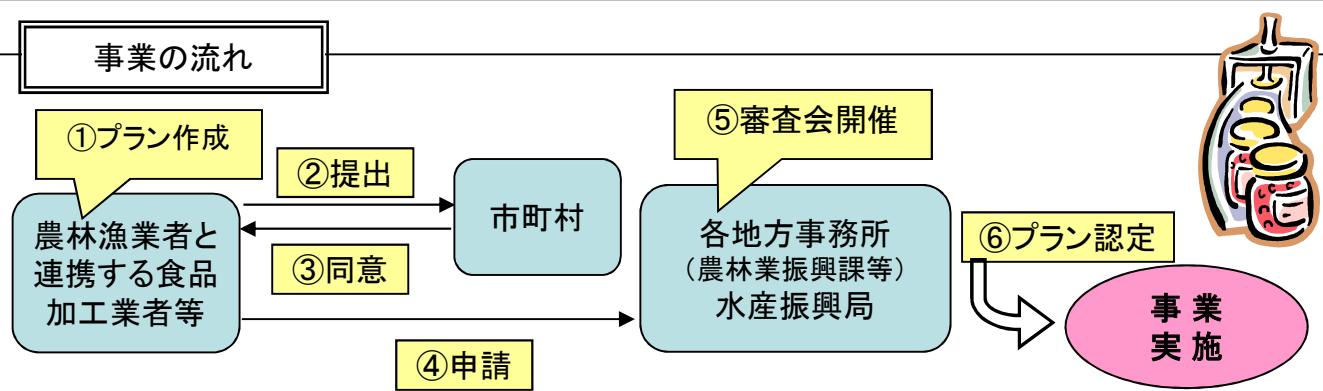
【補助率】事業費の1／3(県1／3、市町村任意) ※主な要件③に該当する事業は1／2を補助

【県の単年度補助上限額】 10,000千円 ※主な要件③に該当する事業は、15,000千円

## 主な要件

- ①補助金交付申請までに、原材料となる連携農林水産物<sup>(注)</sup>について仕入れ金額の50%以上を3年間、1戸以上の県内連携農林業者と安定的に取引する契約を締結する(水産物は除く)。
- ②プランの目標年において、連携農林水産物はすべて県産となるよう努める。  
(水産物にあっては、県内の産地市場を経由したものも含む)
- (注)農商工連携によって開発する商品の原材料であって、重要なセールスポイントを形成する上で不可欠な属性を有する農林水産物
- ③国際認証取得又は県外加工から県内加工への切り替えにかかる施設整備は、補助率を嵩上げする。

## 事業の流れ



## 担当部所

区分	所 属	電 話
農産 林産 畜産	商工労働部兼農林水産部食のみやこ推進課	0857-26-7836
	農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3553
	農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3816
	中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
	西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9652
	西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2007
水産	水産振興局水産課	0857-26-7316

# 浜に活！漁村の活力緊急再生プロジェクト (魚食普及活動強化推進事業)

## 事業の目的

一般県民への魚食普及の機会をより一層増大させ、消費者の魚離れを食い止めるため、漁協女性部、魚食普及グループが実施する魚食普及活動の事業化に向けた取組を支援し、県産魚の食育、消費拡大、魚価向上等を推進する。

## 補助事業概要

魚食普及活動強化推進事業

漁協女性部、魚食普及グループ

魚食普及活動経費

使用料・賃借料、需用費(調理器具、原材料、調味料、資材費等)、旅費、委託費

定額

500千円

## 事業イメージ

### ◆ お魚料理教室



開催型(参加者募集)



出張型(学校PTA研修、親子会等)



### ◆ イベントでのお魚さばきショー



### ◆ 生産者との給食交流会



担当	所 属	電 話
	鳥取県農林水産部水産振興局水産課	0857-26-7316・7317
	鳥取県境港水産事務所	0859-42-3167

# 水産物流通改革・消費拡大チャレンジ支援事業

## 事業の目的

既存の水産物流通を改革し地産地(他)消の拡大にチャレンジする先進的・モデル的な取り組み(産地から消費者へ直販、産地と小売との直接取引、地魚の学校給食への拡大など)を支援する。

## 補助対象者

- ・漁業者
- ・漁業協同組合
- ・加工業者
- ・流通業者
- ・上記対象者をメンバーに含む任意団体(過去に当事業による補助を受けていない事業実施主体)

## 支援の内容

本県水産物に付加価値向上に波及効果が期待でき、既存の水産物流通を改革し、地産地(他)消の拡大にチャレンジする先進的・モデル的活動。  
インターネット活用を含む産地直送、販路開拓、消費者への魚食提案、直接販売、産地と小売店・飲食店との直接取引、魅力的な加工品づくり、地域ブランド創出支援、給食事業、鮮度向上などの新たな取り組み。

## 補助対象経費

- ・先進地調査等の情報収集活動経費、打合せ・商談経費、インターネット販売やPRグッズ製作等の販売活動経費、高鮮度出荷用の器具・シール等の付加価値向上経費、加工品の試作経費等の経費。
- ・ただし、高鮮度出荷用の保冷機器や加工品試作用の調理器具等の備品類については、プランの実施に必要不可欠なもののみを対象とし、その合計金額が総事業費の2分の1を超えないものとする。

## 補助金額・補助率

【補 助 率】 1／2

【補助上限額】 1,000千円

## 選定方法

公募に対し応募のあった申請の中から外部審査会による審査により選定。

## 事業の流れ

- ・漁業者
- ・漁業協同組合
- ・加工業者
- ・流通業者
- ・上記メンバーを含む連携グループ

①プラン作成

②プラン承認申請

④プラン承認

⑥補助金申請

⑦補助金交付決定

⑧事業実施

鳥取県農林水産部  
水産振興局水産課

③プラン審査会開催

隨時、実施状況確認

担当部所	所 属	電 話
	鳥取県農林水産部水産振興局水産課	0857-26-7316・7317
	鳥取県栽培漁業センター	0858-34-3321
	鳥取県水産試験場	0859-45-4500
	鳥取県境港水産事務所	0859-42-3167

# 鳥取県版ファストフィッシュ生産促進事業

## 事業の目的

県内の水産加工業者に対して、消費バイヤーから商品評価の高い県産魚の产地加工品(県産魚ファストフィッシュ)の生産・販売促進を図る。



## 補助事業概要

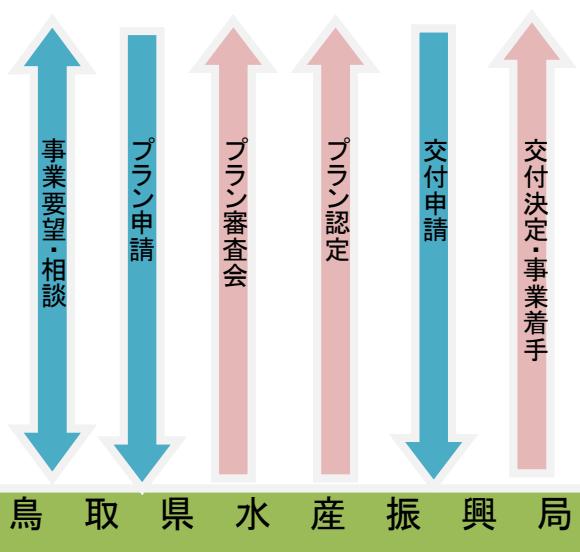
補助金名	鳥取県版ファストフィッシュ生産促進事業費補助金	
事業実施主体	県内水産加工業者	
補助種別	直接補助	
補助対象要件	1. 県内に事業所を置く水産加工業者であること。 2. 県産魚ファストフィッシュを製造販売すること。 3. 取組により対象魚種の流通量の増加が十分見込めること。	
対象経費	1. 产地情報・商品提案システム構築	商品開発商品説明パンフ作成、販売促進コンサル派遣等(※)
	2. 鮮魚加工人材育成	鮮魚加工専門家招聘(※)、新加工機器レンタル料等
	3. 新しい流通ルートの構築	テスト販売、モニタリング等に係る経費(旅費、流通経費)、輸送に必要な資材、備品等にかかる経費
補助率	1/2	
補助上限	1,000千円	
プラン期間	1年間	
選定方法	公募に対し応募のあった申請の中から外部審査会による審査により選定。	

※対象経費の1、2に係る人材派遣経費は商工労働部の人づくりによる経済成長戦略推進事業を優先的に活用することとする。

## 事業の流れ

## 事業のイメージ

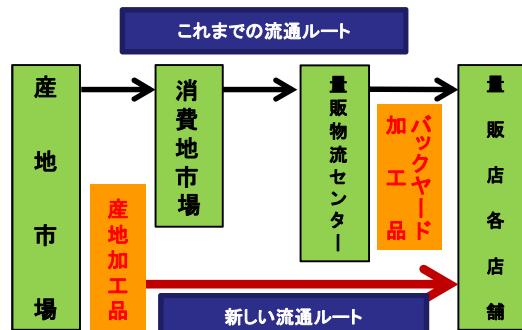
### 事業実施主体(水産加工業者)



【専門家による鮮魚加工指導】



【試作機のレンタル】



【新しい流通ルートの試行・構築】

担当部所	所 属	電 話
	鳥取県農林水産部水産振興局水産課	0857-26-7316・7317
	鳥取県境港水産事務所	0859-42-3167

# 未利用魚を有効活用！蓄養殖・加工実証試験

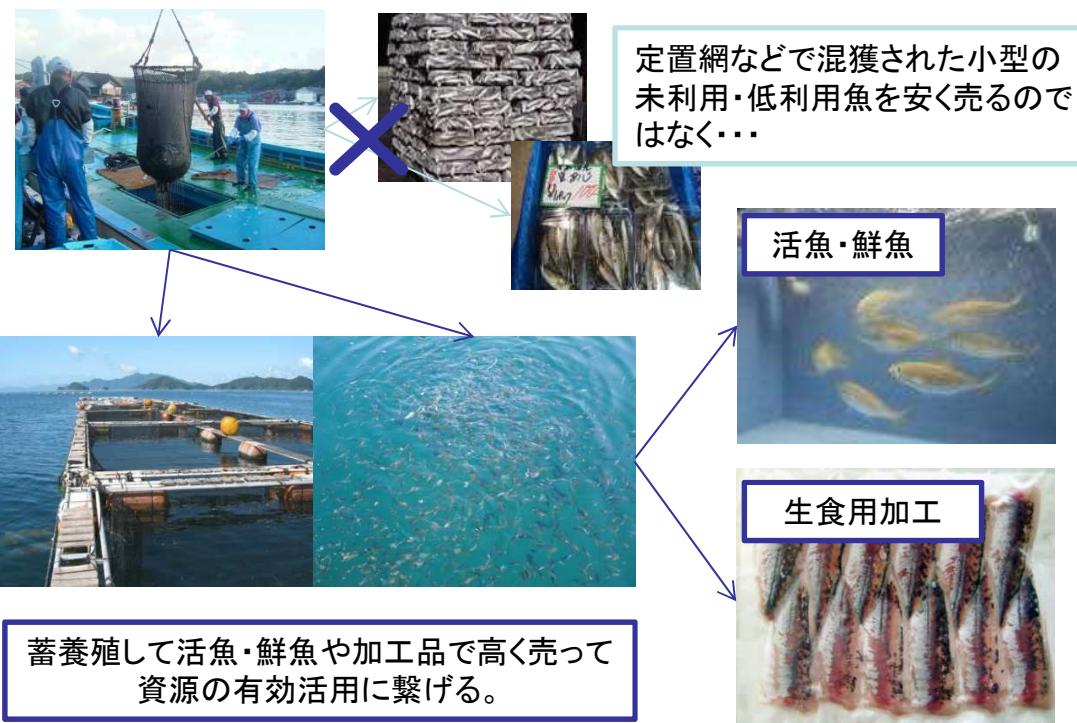
## 事業の目的

定置網漁業やまき網漁業で漁獲される未利用魚を活用した、蓄養殖・加工販売の事業化に向けた実証試験経費を支援する。

## 補助事業概要

補助金名	未利用魚蓄養殖・加工事業化実証試験補助金
事業実施主体	漁業生産者、企業
補助種別	直接補助
対象経費 (補助率)	<b>【ソフト支援】</b> 蓄養殖用天然種苗の輸送、蓄養殖試験(餌代、飼育資材等)、テスト販売にかかる経費 <b>【ハード支援】</b> 蓄養殖用生け簀、活魚槽等の備品、資材経費
補助率	ソフト:1／2、ハード1／3
補助上限	ソフト:1,500千円、ハード:700千円(1年間)

## 事業イメージ



担当部所	所 属	電 話
	鳥取県農林水産部水産振興局水産課	0857-26-7316・7317
	鳥取県境港水産事務所	0859-42-3167

# がんばる漁業者支援事業

## 事業の目的

県内の漁業者が漁業経営改善を図るために漁船用機器の購入、漁船改造等するのに必要な経費に対して支援を行う。

## 対象者

### 次の要件を満たす県内漁業者

(1) 20トン未満の漁船漁業者

(2) 補助申請時の年齢が満65歳以下である者

ただし、過去3年間に平均90日以上の出漁実績がある者は、満70歳以下とする。

(3) 補助事業完了後、財産処分制限期間内は継続して1年につき90日以上出漁することを誓約する者

ただし、下記補助内容のうち、漁船用LEDについては、上記要件のうち(1)を満たす必要はないものとする。

## 補助上限額・補助率

区分	補助対象経費の上限額		補助率
漁船用機器の購入経費	省エネ型エンジン	9,000千円	1/3
	漁船用機器	2,000千円	
	漁船用LED	沿岸漁船用作業灯	
		沖底漁船用作業灯	
漁船改造	1隻あたり	1,000千円	

## 事業の流れ

事業実施主体

⑤事業実施

①交付申請

漁協等

②交付申請

鳥取県  
農林水産部  
水産振興局  
水産課

④交付決定

③交付決定

担当

所 属

電 話

鳥取県農林水産部水産振興局水産課漁業経営担当

0857-26-7313

# 漁業操業安全緊急対策事業

## 事業の目的

漁船の安全操業の徹底を図るため、安全対策装備の購入支援を行う。

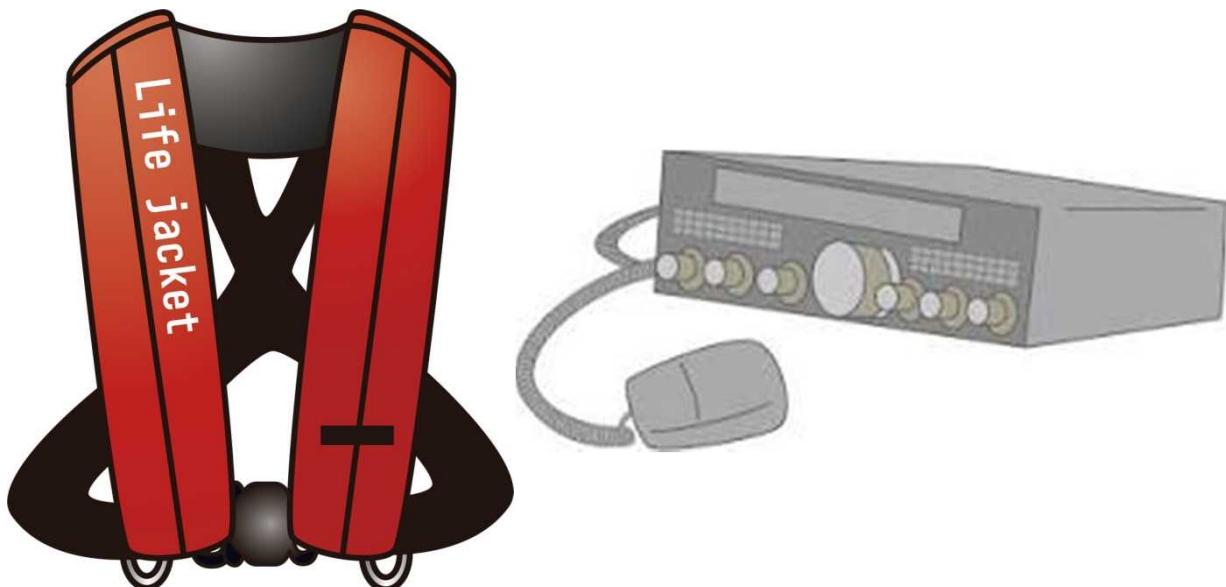
## 対象者

次の要件を満たす県内漁業者等が所属する漁業協同組合等

○平成29年度に県が実施する漁船安全講習会を受講した漁業者等

## 補助上限額・補助率

区分	補助対象経費の上限額	補助率
極軽量小型など高性能ライフジャケット	20千円	1/2
平成29年度に鳥取無線漁業協同組合が整備する「緊急通報システム」に対応した無線機	300千円	1/3



※漁協に対する補助事業となります。

漁業者等(講習会受講)

⑤事業実施

①とりまとめ

漁協等

②交付申請

鳥取県  
農林水産部  
水産振興局  
水産課

④支給等

③交付決定

担当

所 属

電 話

鳥取県農林水産部水産振興局水産課漁業調整担当

0857-26-7339

# 沿岸漁業改善資金

## 事業の目的

沿岸漁業従事者が漁業経営や操業状態の改善を図るために行う機器や技術導入に係る経費に対して、無利子の資金貸付を行う。

## 対象者

次の要件を満たす沿岸漁業に従事する者及び団体

- ・20トン未満の漁船又は漁船を使用しないで行う漁業を営む者
- ・概ね70歳までに償還を終える者

※遊漁業等の他事業の経営を専らとしている者については対象外



## 貸付け申請及び貸付決定の時期

◇ 貸付申請の時期 5月、8月、11月、1月、2月

◇ 貸付決定の時期 6月、9月、12月、2月、3月

## 貸付の概要

### 1 貸付の例

貸付対象機器等	貸付限度額	償還期間 (うち据置期間)
推進機関	1台 2,400万円	7年以内 (1年以内)
遠隔操縦装置・レーダー・GPS受信機・動力式釣り機・漁業用ソナー・等	1台50～500万円 ※トータルで500万円まで	

### 2 貸付利率 無利子

### 3 連帯保証人 貸付金額400万円以下:2名 貸付金額400万円以上:3名以上

### 4 貸付申請書の提出先 所属する漁業協同組合

## 事業の流れ

沿岸漁業  
従事者

①貸付申請

漁業協  
同組合

②貸付申請

鳥取県  
農林水産部  
水産振興局  
水産課

④事業実施

③貸付決定

担当

所 属

電 話

鳥取県農林水産部水産振興局水産課漁業経営担当

0857-26-7313

# 漁業制度資金(融資)

## 事業の目的

■漁業者の使途に応じて、長期かつ低利で資金の融資を行う。  
※融資を行う金融機関へ県が利子の一部を助成する。

## 資金の種類など

種類	用途	金融機関	貸付限度額
近代化資金	漁船、漁具、養殖施設等、資本整備の高度化と経営の近代化	信用漁業協同組合連合会(信漁連)、農林中央金庫(農林中金)、銀行、信用金庫等	※使途により上限額が異なります。
安定資金	漁船、漁具の補修、燃油・資材購入等、経営安定のための短期の運転資金		
維持安定資金	経営状況が特に悪化している漁業者の経営再建を支援する資金		
財務基盤強化資金	債務整理の資金繰りを円滑にするための長期の運転資金		

## 借入手続きの流れ



担当	所属	電話
	鳥取県漁業協同組合泊支所(漁業活動相談室)	090-6830-1380
	鳥取県農林水産部水産振興局水産課漁業経営担当	0857-26-7314

# 沖合底びき網漁業生産体制存続事業

## 事業の目的

鳥取県の中核的な漁業である沖合底びき網漁業の活性を図り、食のみやこ鳥取県を推進するための重要な水産資源を安定的に確保するため、沖合底びき網漁船の機器整備経費等の支援を行う。

## 対象者

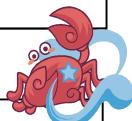
### 機器等整備経費補助事業

#### 次の要件を満たす沖合底びき網漁業者

- (1) 「地域プロジェクト協議会(※)」により実証された漁具等を活用した漁業経営改善計画を実施中の者
- (2) 漁業経営改善計画策定時の年齢が満65歳未満である者
- (3) 過去3年間に平均90日以上の出漁実績がある者

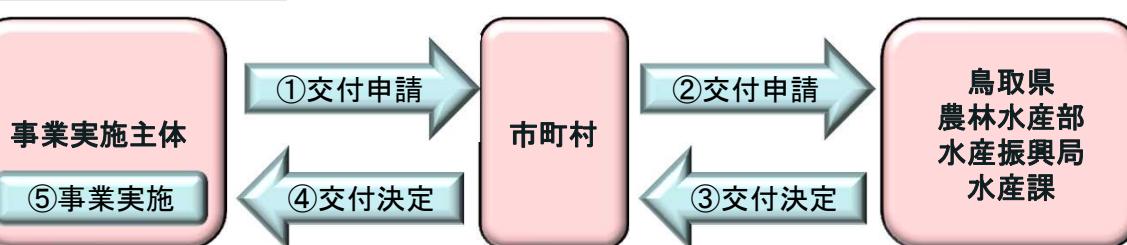
(※) 「水産業体质強化総合対策事業実施要綱」及び「もうかる漁業創設支援事業実施要領」に定める地域プロジェクト協議会

## 補助金額・補助率



区分	補助率		補助対象経費上限額
漁船用省エネ機関の購入経費	県 1/3	市町村 1/6	50,000千円
漁船用機器の購入経費			20,000千円
漁具等の購入経費			20,000千円

## 事業の流れ



担当	所 属	電 話
	鳥取県農林水産部水産振興局水産課漁業経営担当	0857-26-7313

# 沖合漁業漁船代船建造支援事業 (もうかる漁業実証操業支援事業)

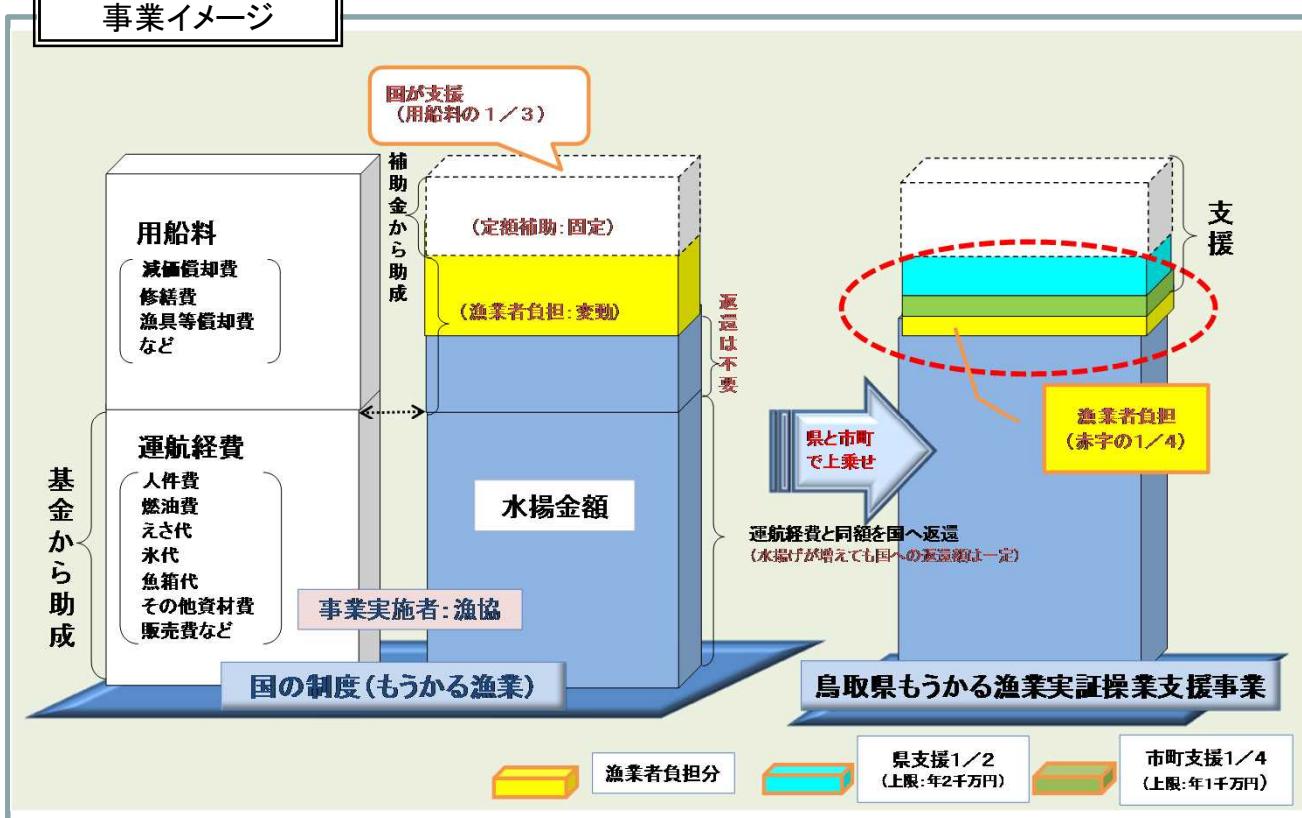
## 事業の目的

国の「もうかる漁業創設支援事業」を活用して建造された漁船を用いて行う実証操業において、船主が負担する額の一部を助成する市町村に対して、県が支援を行う。

## 補助事業概要

補助事業者	市町村
間接補助事業者	漁業者
事業実施主体	漁協
補助種別	間接補助
対象経費 (補助率)	用船料(*1)相当額のうち、国庫補助を除く漁業者負担部分(用船料相当額の1/3を国が定額補助。また、運航経費(*2)の全額を国基金から助成) ※1 船のチャータ一代(減価償却費、修繕費及び漁具償却費等) ※2 実証操業に必要な運転資金(船員の人工費、燃油費、資材費等)
補助率	県1/2、市町村1/4、漁業者1/4
補助上限(単年度)	県: 20,000千円、市町村: 10,000千円

## 事業イメージ



担当	所 属	電 話
当	鳥取県農林水産部水産振興局水産課漁業経営担当	0857-26-7313・7314

# 沖合漁業漁船代船建造支援事業 【新制度】(沖合底びき網漁船代船建造推進事業)

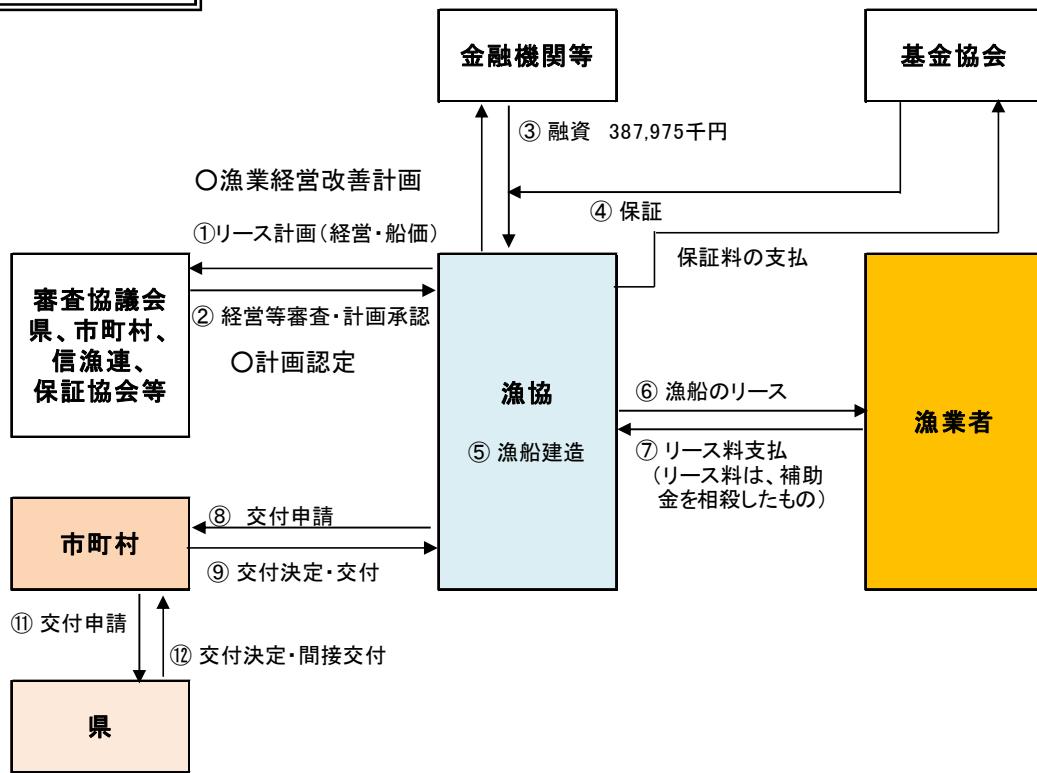
## 事業の目的

老朽化の著しい沖合底びき網漁船の代船建造を促進するため、漁協が沖合底びき網漁船を漁業者にリースする場合、漁協が負担する建造費の一部に助成する市町村に対し支援を行う。

補助事業概要

補助事業者	市町村
事業実施主体	漁協
補助種別	間接補助
対象経費	漁船建造費（補助対象限度額：300,000千円）
補助率	4／10(県2／3、市町村1／3)
補助期間	リース期間(9年以上20年以内)

事業のイメージ



担 当	所 屬	電 話
	鳥取県農林水産部水産振興局水産課漁業経営担当	0857-26-7313・7314

# 漁業就業者確保対策事業

## 事業の目的

新規漁業就業者を確保するため、就業希望者の研修等に必要な経費に支援を行う。

## 漁業研修事業

### 雇用型研修

事業内容	漁業経営体等に漁船員等として雇用し、OJT研修を実施する経費に支援する。			
事業主体	鳥取県内の漁業協同組合、漁業組合、漁業経営体			
研修生	研修する漁業の未経験者、事業主体の代表者の3親等以内でない者			
研修期間	最長1年			
補助対象 経費	指導経費	60,000円/月	研修手当	沖合漁業185,400円/月
	研修用具費	30,000円		沿岸・養殖漁業141,600円/月
	船員手帳作成費	10,000円	赴任旅費	20,000円
	移住定住準備費	99,000円	住居・通勤	33,000円/月
補助率	【県】 指導経費以外 10/10	【市町村】 指導経費 1/2		

### 独立型研修

事業内容	独立操業を目指すための研修を実施する経費に支援する。			
事業主体	鳥取県内の漁業協同組合			
研修生	研修する漁業の未経験者(65歳未満)			
研修期間	最長3年(ただし、50歳以上65歳未満の者は最長1年)			
補助対象 経費	指導経費	100,000円/月	研修手当	141,600円/月
	研修用具費	30,000円/年	技術習得費	210,000円
	赴任旅費	20,000円	移住定住準備費	99,000円
	住居・通勤	33,000円/月	※50歳以上65歳未満の者は指導経費のみ対象	
補助率	【県】 指導経費 1/2 指導経費以外 10/10	【市町村】 指導経費 1/3		

## 漁業経営開始円滑化事業

事業内容	新規就業者が漁業経営を開始する時に必要な漁船・機器・漁具を漁協が整備しリースする場合、その経費に支援する。 ※補助対象経費の上限額:2,500万円 ※リース期間:5年以上15年以内		
事業主体	漁業協同組合		
補助率	【県】 1/2 【市町村】 1/6		

担当	所 属	電 話
	鳥取県農林水産部水産振興局水産課経営担当	0857-26-7313

# 水産養殖企業立地支援事業

## 事業の目的

本県養殖業の振興を図ることを目的に、県内に養殖施設を新設又は増設する企業等に対して、その費用の一部を助成する。

## 対象者

民間企業及び漁業関係団体



## 補助の条件

- (1) 投資額1億円(県内中小企業及び県内漁業関係団体は3千万円)を超える事業規模
- (2) 常時雇用労働者10人(県内中小企業及び県内漁業関係団体は3人)以上増加

## 補助率・補助上限額

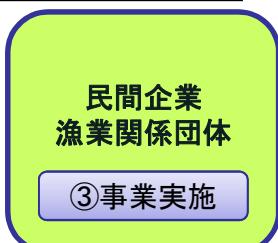
【補助率】1／10(被災地支援は1／10を加算)

【補助上限額】5億円

## 補助対象経費

養殖施設の整備費及び養殖事業に必要な機器・資材費(土地代、賃借料は除く)

## 事業の流れ



担当	所 属	電 話
鳥取県農林水産部水産振興局水産課漁業振興担当		0857-26-7317・7316

# 陸上養殖推進事業(陸上養殖起業支援事業)

## 事業の目的

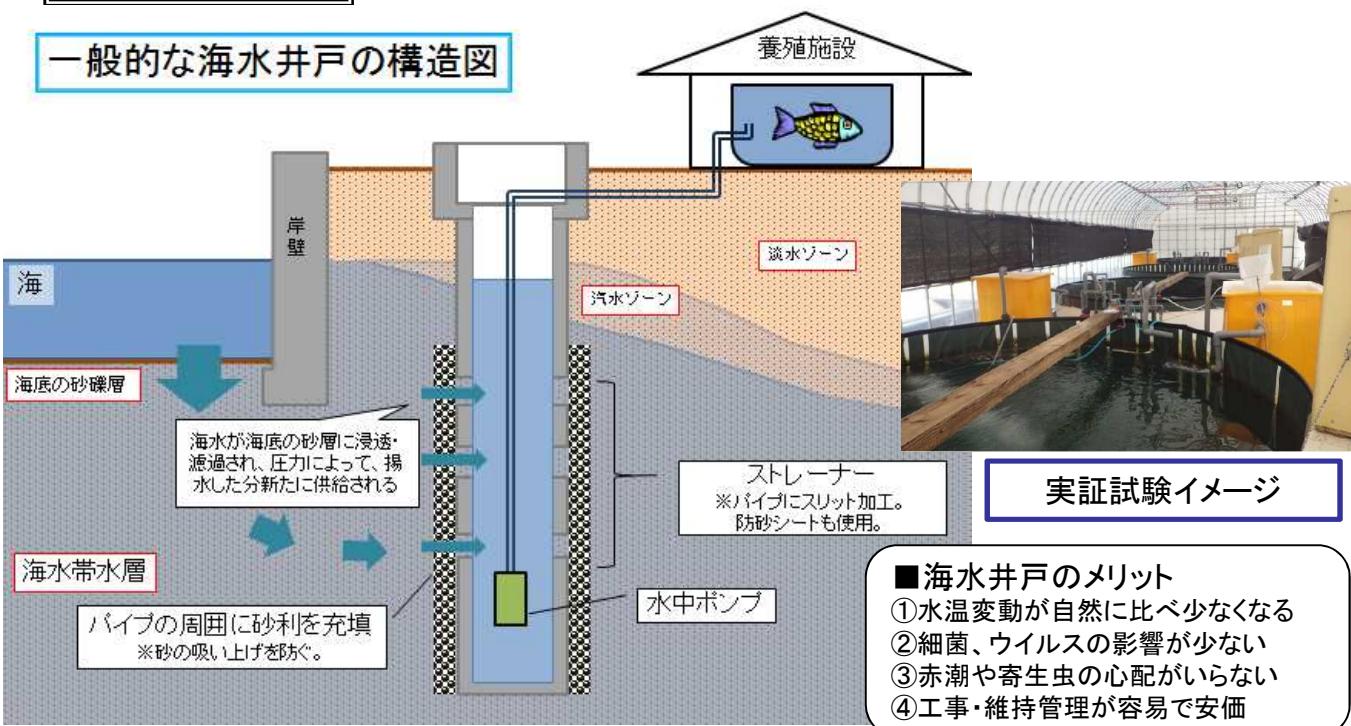
新たに井戸海水を用いた陸上養殖事業に取り組もうとする意欲のある県内企業が作成した陸上養殖事業化に向けた計画の実現のため、陸上養殖実証試験実施のための施設整備及びマーケティング調査を支援する。

## 補助事業概要

補助金名	陸上養殖起業支援事業補助金
事業実施主体	県内企業等
補助種別	間接補助
対象経費	<b>【陸上養殖実証試験事業】</b> 陸上養殖実証試験に必要な井戸海水取水施設整備費、養殖施設整備費等 <b>【養殖魚マーケティング事業】</b> 市場調査等の情報収集活動、打合せ商談経費等の販路開拓活動、販路開拓に必要なパンフレット等のPR資材製作などの経費
補助率	陸上養殖実証試験事業: 県1／3、市町村: 任意 養殖魚マーケティング事業: 県1／2、市町村: 任意
補助上限	陸上養殖実証試験事業: 15,000千円／年(3年間で30,000千円) 養殖魚マーケティング事業: 1,000千円／年(3年間で3,000千円)

## 事業イメージ

### 一般的な海水井戸の構造図



担当	所 属	電 話
	鳥取県農林水産部水産振興局水産課漁業振興担当	0857-26-7316・7317

# 水産多面的機能発揮対策事業

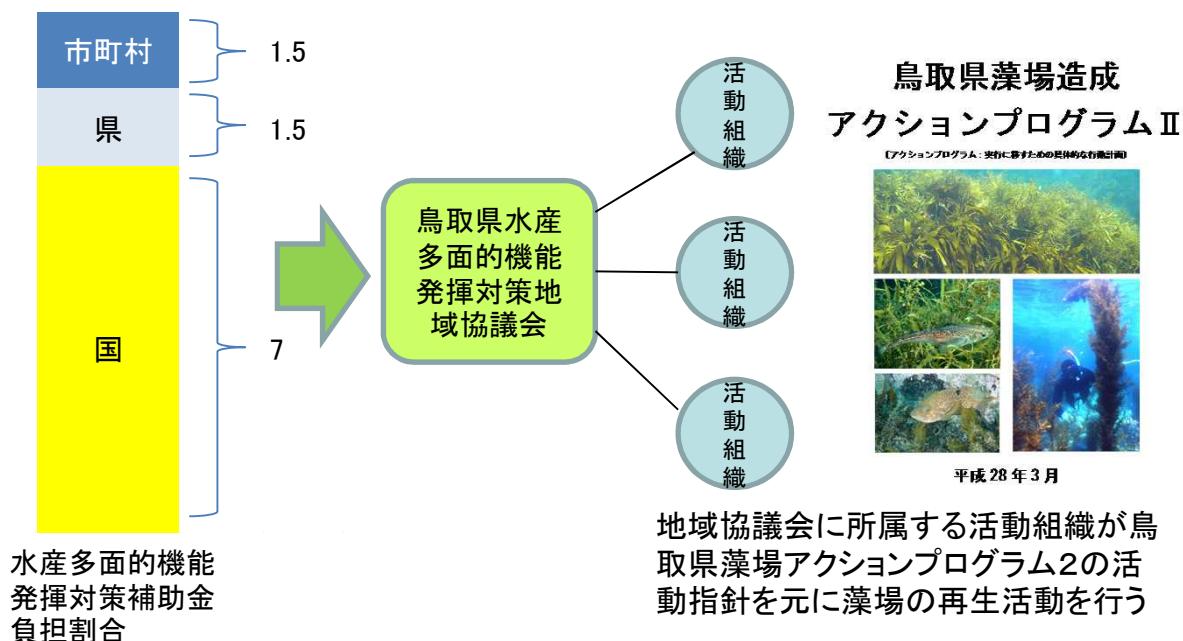
## 事業の目的

国の水産多面的機能発揮対策事業を活用して行う藻場保全活動について、県も支援を行う。

## 補助事業概要

補助事業者	漁業者、一般県民等で構成される藻場保全活動団体
間接補助事業者	漁業者
事業実施主体	鳥取県水産多面的機能発揮対策地域協議会
補助種別	直接補助
対象経費	国の水産多面的機能発揮対策事業を活用して行う藻場保全活動(害敵の駆除、種苗投入、母藻の設置など)について、県も支援を行う。
補助率(定額)	国の補助7に対し、県1.5、市町村1.5
補助上限(単年度)	

## 事業イメージ



担当	所 属	電 話
担当	鳥取県農林水産部水産振興局水産課漁業振興担当	0857-26-7316・7317

# 栽培漁業地域支援対策事業

## 事業の目的

種苗放流事業や養殖事業を支援することにより、水産資源の増大、水産物の安定供給及び地域振興を図る。

## 事業の対象者

【種苗放流】漁協、市町村、市町村等で構成する団体    【養殖】養殖業者、企業



## 事業の内容

種苗放流や養殖を積極的に行おうとする者が、(公財)鳥取県栽培漁業協会から購入する種苗に対して、県が購入費の一部を支援する。

## 負担割合

### 【放流用種苗:ヒラメ、キジハタ】

県の種苗購入費に対する負担割合は、次のように実用化水準ごとに異なります(現段階のヒラメとキジハタの実用化水準はB)。

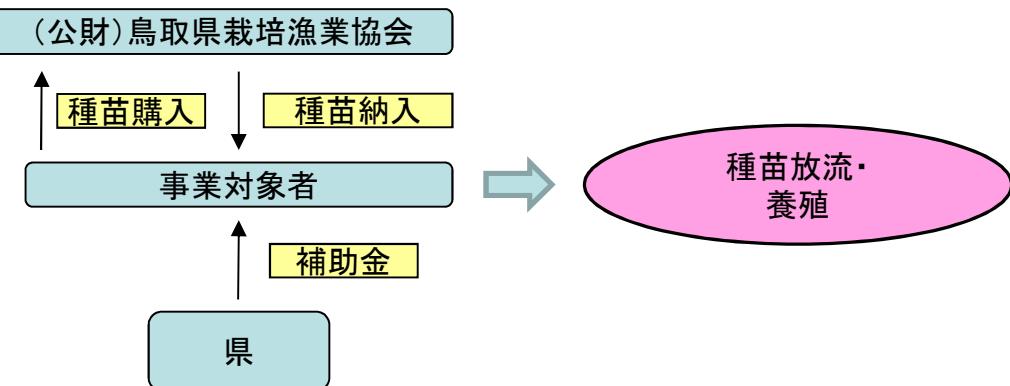
実用化水準	指標の目安(取り組み内容)	補助率
A 技術開発期	・技術開発中(種苗生産・放流)	10/10
B 事業化検討期	・各地区漁業者等が取り組みを試行(各地区に適した手法・活動体制等を模索)	3/4
C 事業化実証期	・漁業者、県等が費用対効果を検証	2/3
D 事業化	・経済事業として持続可能( $B \geq C \geq 1$ :全地区平均) ・基本的に支援なし	
E 事業実施期	・持続的な栽培漁業が成立	・支援なし

### 【養殖用種苗:アワビ、ワカメ、イワガキ、ヒラメ、キジハタ、マサバ】

新規養殖業者又は新規魚種に取り組む養殖業者に対する種苗購入費への支援は次表となります。

年	1~3年目	4~5年目
支援時期	実証試験期	経営立ち上げ期
補助率	3/4	1/2

## 事業の流れ



担当	所 属	電 話
	鳥取県農林水産部水産振興局水産課漁業振興担当	0857-26-7317

# 栽培漁業ビジネスプラン推進事業

## 事業の目的

もうかる栽培漁業を目指し、より積極的な藻場造成や資源管理、漁場管理等に取り組むやる気のある事業主体を支援し、産業として成り立つアワビ・サザエの栽培漁業を推進する。

## 事業の対象者

【種苗放流】漁協、市町村



## 事業の内容

アワビまたはサザエについて、栽培漁業ビジネスプラン(5年後に現状の1.3倍の漁獲量を目指し、資源管理、漁場管理や藻場造成活動等に取り組む計画)を立て、実践する地域に対し、県が種苗購入費の一部を支援する。

## 負担割合

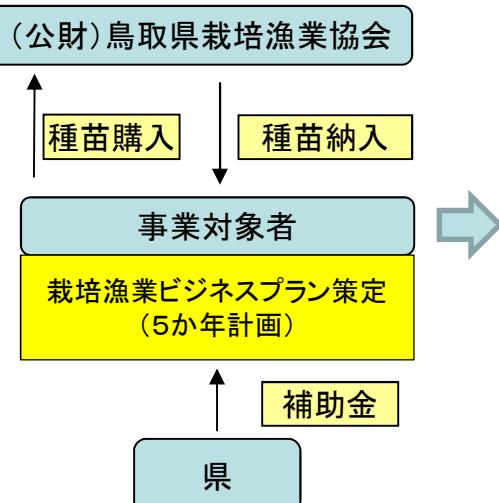
(公財)鳥取県栽培漁業協会から購入する種苗費の1／3を支援する。

## 主な要件

### 【事業対象となる魚種】

種苗放流:アワビ、サザエ

## 事業の流れ



担 当	所 属	電 話
	鳥取県農林水産部水産振興局水産課漁業振興担当	0857-26-7317

# 魚を育む内水面漁業活動支援事業

## 事業の目的

温暖化や疾病等の影響で河川環境は大きく変化し、漁協が行う増殖事業(放流)のみでは、漁業資源を維持できる状況にない。

県としても、漁業者自らにより解決することができない事項について、漁業協同組合等から提案のある事業の実施を助成することで、河川環境を保全するとともに、将来に渡って健全な漁業を営む環境を維持する。

## 対象者



内水面漁業協同組合又は任意団体

## 支援の内容

漁業者自らにより解決することができない事項について、河川環境を保全し将来に渡って健全な漁業を営むための取り組み(漁業協同組合等の提案に基づく取り組み)を支援する。

## 補助率・補助上限額

【補助率】定額

【補助上限額】河川漁協2,000千円、湖沼漁協1,000千円、その他団体1,000千円

## 補助対象経費

- (1) 河川・湖沼内の水産資源増殖  
採卵、採卵のための捕獲、種卵又は種苗購入
- (2) 鳥獣被害の防除  
有害鳥獣の駆除、有害鳥獣の追払い、追払い装置の導入
- (3) 漁場環境の改善  
藻類の造成、人工産卵場の造成、河川湖沼内の清掃、外来魚の駆除、魚類遡上量又は流下量等の調査等
- (4) 普及啓発  
釣り場マップの作成、釣り教室の開催等

## 事業の流れ

内水面漁業協同  
組合  
その他団体  
③事業実施

①交付申請

鳥取県  
農林水産部  
水産振興局  
水産課

②交付決定

担 当	所 属	電 話
	鳥取県農林水産部水産振興局水産課漁業振興担当	0857-26-7317・7316

- \* 鳥取県農林水産部水産振興局
- \* TEL 0857(26)7313・7316
- \* E-mail suisan@pref.tottori.lg.jp

\* 詳しくは

鳥取県水産課

